

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年12月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000092号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000059号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年6月1日から同年5月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、9万8,000円とすることが必要である。

昭和55年5月13日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年11月1日から同年11月15日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年5月13日から同年6月1日まで

② 昭和56年11月1日から同年11月15日まで

私は、昭和55年5月13日から昭和56年11月14日まで、A社B営業所に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。保管している給与明細書によると、保険料は18回控除されているが、厚生年金被保険者期間は17月とされているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

また、年金額に反映されなくてもいいので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA社における勤務開始からの給与明細書によると、請求者は昭和55年5月13日から継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、破産宣告を受け、既に閉鎖されている上、請求期間当時

の代表取締役及び後任の代表取締役も死亡していることから、請求者の請求期間に係る届出、保険料の控除及び納付について確認することができない。

また、A社B営業所で一緒に勤務したとする同僚及び給与・社会保険事務担当者は、給与の支払方法が毎月20日締めで当月25日払いであり、保険料の控除方法については当月控除であった旨回答しているところ、前述の昭和55年5月分給与明細書によると、請求期間①に係る保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者に係る雇用保険の加入記録、請求期間当時A社が加入していたC厚生年金基金加入記録は、オンライン記録と符号していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間が合計17月であるところ、請求者から提出された給与明細書によると、18回分の保険料が控除されていることが確認できるが、当月控除であることを踏まえ、資格喪失月の給与明細書である昭和56年11月分に記載されている保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

一方、前述の給与明細書により、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和55年5月13日であると認められ、昭和55年5月13日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間として記録し、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年5月分及び同年6月分給与明細書、同年6月のオンライン記録並びに年金事務所の回答から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間①の訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者から提出されたA社における給与明細書及び請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者が、昭和56年11月14日まで同社に勤務していたことが確認できることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を同年11月15日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000102号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000060号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、「A社」。以下「B事業所」という。)における請求期間①の標準賞与額を44万1,000円、請求期間②の標準賞与額を45万2,000円、請求期間③の標準賞与額を46万1,000円、請求期間④の標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私が所持している賞与支給明細書によると、B事業所から請求期間①から④までの賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間①から④までの賞与支給明細書を提出するので、請求期間①から④までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者及び同僚から提出された請求期間①から④までの賞与支給明細書及び預金通帳並びにC県D課から提出されたB事業所が

C 県に対して提出した事業報告書並びに C 県 E 事務所から提出された B 事業所が同事務所に対して提出した県民税等申告書に添付された決算報告書及び事務所又は事業所の所在市町村明細書並びに請求者から提出された平成 27 年分及び平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票並びに F 市から提出された請求者に係る平成 28 年度及び平成 29 年度の所得・住民税等文書照会回答書にそれぞれ添付された給与支払報告書（個人別明細書）により、請求者は請求期間①から④までにおいて事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出された請求期間①から④までの賞与支給明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 44 万 1,000 円、請求期間②は 45 万 2,000 円、請求期間③は 46 万 1,000 円、請求期間④は 47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対し不支給と提出（保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和 2 年 8 月 31 日年金事務所受付）に提出）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000093号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000009号

第1 結論

平成23年7月から平成24年3月までの請求期間①並びに平成25年4月及び同年5月の請求期間②については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を全額免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月から平成24年3月まで
② 平成25年4月及び同年5月

国の記録では、請求期間①及び②の保険料について未納と記録されているが、私は、いずれの期間についても全額免除の申請手続を行ったので、調査の上、請求期間①及び②を全額免除の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において請求期間①直前の平成22年4月から平成23年6月までの期間は、申請免除(全額)と記録されていることが確認できる。A年金事務所から提出された請求者の当該期間に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(以下「免除申請書」という。)により、請求者は、全額免除が承認された場合には翌年度の平成23年度(平成23年7月から平成24年6月までの保険料)についても全額免除を継続して申請する申出(以下「継続申請の申出」という。)を行っていることが確認できる。

しかしながら、請求者は平成23年1月1日においてB市で住民登録を行っていたところ、同市は、上記継続申請の申出に基づく日本年金機構からの請求者の請求期間①に係る免除審査対象期間の所得(平成22年中の所得)の照会に対して、請求者の当該所得は未申告である旨回答している。

また、A年金事務所から提出された請求者の平成23年度に係る「(継続審査用)国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票」及び「23継続 所得未申告者一覧」により、請求者は未申告者として管理されていたことが確認できる。

さらに、A年金事務所は、請求者の請求期間①に係る全額免除の継続審査について、継続申請の申出に基づき、B市へ免除審査対象期間の所得について確認を行ったが、未申告との回答であったため、請求者に対して所得の申告を行ってから提出するよう記載した案内文書及び免除申請書を送付したものの、請求者については、「23 継続 所得未申告者一覧」から抹消された形跡が無いことから、期限までに免除申請書の提出が無く、継続申請の申出が撤回されたとみなし、継続申請者（継続申請の申出者）としての登録は取り消され、継続審査は行われなかったものと思料される旨回答しているところ、当該取扱いは、社会保険庁（当時）が平成 18 年 3 月 23 日付けで発出した通知に基づいた取扱いであることが確認できる。

加えて、請求者は、平成 22 年中の所得について確定申告を行っていない旨陳述している上、C税務署は、請求者の平成 22 年中の所得については申告が行われていない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①に係る免除申請書を再提出したことがわかる資料及び請求期間①に係る保険料の免除が承認されたことを確認できる資料は保管していない旨陳述している。

以上のことから、請求期間①については、請求者に係る免除審査対象期間の所得が未申告であったため、日本年金機構から請求者に対し、期限までに当該所得の申告を行ってから免除申請書を提出するよう勧奨されたものの、期限を過ぎても当該免除申請書が提出されなかったことから、請求者は請求期間①に係る全額免除の継続申請の申出を撤回したとみなされ、請求者の請求期間①に係る全額免除の継続審査は行われず、その後も請求者から請求期間①に係る免除申請書の提出がなかったものと考えられる。

請求期間②について、平成 24 年度の免除対象期間は平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの保険料であるところ、日本年金機構から提出された申請期間を平成 24 年度分とする請求者の免除申請書及び受付進捗管理システムの記録により、当該免除申請書については、平成 27 年 7 月 31 日にD事務センターにおいて受付されていることが確認できる。

しかしながら、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）が施行された平成 26 年 4 月 1 日以降、遡って免除を申請できるのは、保険料の納付期限から 2 年を経過していない期間（申請時点から 2 年 1 か月前までの期間）とされていることから、平成 27 年 7 月 31 日時点において免除を申請できる保険料は、平成 25 年 6 月分以降の保険料であり、請求期間②については制度上、免除を申請することはできない期間である。

また、請求者は、平成 27 年 7 月 31 日より前に請求期間②に係る免除申請書を提出したことがわかる資料及び請求期間②に係る保険料の免除が承認されたことを

確認できる資料は保管していない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料について、免除申請書を提出し、全額免除が承認されていたことを示す関連資料は無く、請求期間①及び②の保険料が全額免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000104号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成8年5月から平成10年3月末までA社に勤務していたが、国の記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日となっており、同年3月が被保険者期間とされていない。今年の7月に同社の社長に確認したところ、当社では月末退職が固定のため、退職日は平成10年3月31日になるはずとのことであった。したがって、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年4月1日になると思われるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者からの問い合わせに対して、請求者が平成10年3月31日まで勤務したと思う旨回答した事実は認めているものの、請求者がいつまで勤務したかについては、請求者に係る請求期間の人事記録、労働者名簿、賃金台帳等の資料は保存期間経過により保管していないため不明である旨陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、平成10年3月31日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は、請求者を含み8人確認できるところ、事業主及び複数の同僚が回答しているとおおり、事業縮小のため会社都合による人員削減が行われ、事業主は同年3月に退職した全員の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を一律に同年3月31日とする届出を行ったことがうかがえ、請求者を含む8人に係

る雇用保険の加入記録によれば、8人全員が同年3月30日に同社を離職したことが確認でき、当該記録はオンライン記録と符合している。

さらに、平成10年3月中旬までA社の社会保険事務担当者であったとしている者から後任として氏名が挙げられた者に対して文書照会を行ったが回答が得られず、請求期間に係る保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間の給与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者に係る請求期間の保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。